

全ト協発第282号(環)

令和元年9月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



踏切事故発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、9月5日(木)、神奈川県横浜市神奈川区の京急線神奈川新町駅付近において、踏切内に取り残されたトラックが、神奈川新町駅を通過した快速特急列車と衝突し、列車の乗客30名以上が負傷、トラック運転者が死亡する痛ましい事故が発生しました。

このことを受け、今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり通達が発出され、同種事故の再発を防止するため、同通達「記」事項について、改めて周知徹底するよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、運転者に対する点呼、指導・監督等においては、国土交通省作成の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等により、安全確保に万全を期すよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

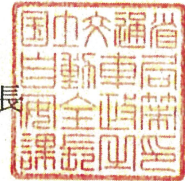
公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第89号
令和元年9月6日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



踏切事故発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

9月5日（木）、横浜市神奈川区の京急線神奈川新町駅付近において、踏切内に取り残されたトラックが、神奈川新町駅を通過した快速特急列車と衝突し、列車の乗客30名以上が負傷、トラック運転者が死亡する痛ましい事故が発生しました。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、下記事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する点呼、指導・監督等において、以下のことを徹底すること。

- （1）点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条関係）
- （2）乗務員に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常押しボタンを押すなど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条関係）
- （3）運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路についての情報を把握し、通行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよう促すこと。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条関係）

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（輸送の安全）

第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項
- 二 事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

4 前三項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

5 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）（抄）

（点呼等）

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 一 酒気帯びの有無
- 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

2～5 （略）

（従業員に対する指導及び監督）

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

2～4 （略）

（乗務員）

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 酒気を帯びて乗務しないこと。
- 二 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- 三 事業用自動車に貨物を積載するときは、第五条に定めるところにより積載すること。
- 四 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
《第2編 本編：一般的な指導及び監督指針の解説》**



トラック事業者編

VII.適切な運行の経路 及び当該経路にお ける道路及び交通 の状況

本章では、輸送経路となる道路についての情報をあらかじめ把握することの重要性、情報を踏まえた安全運行のための留意点を整理するとともに、許可運送における経路選択の方法や安全運行のための留意点について整理しています。

指導においては、事故やヒヤリハットの事例をもとに、運行経路の事前情報収集の重要性の高さを伝えるとともに、許可運送について解説することが重要です。

—👉【指針第1章2-(7)】

1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握

指導のねらい

安全な運行を行うためには、運転者はあらかじめ、その経路についての情報を把握し、適切な運行経路を選択する必要があります。事前に把握しておくべき情報と、把握した情報に基づく安全運行のための留意点を示し、運転者が適切な運行経路選択の必要性を実感できるような指導を心がけましょう。

(1) 適切な運行経路の選択の必要性



ポイント

安全な運行を行うために運転者に求められることは、運行前に道路状況、気象状況等の情報の入手、安全な経路の検討などを行い、適正な運行経路を選択することです。

【解 説】

- 安全な運行を行うためには、到着時間、経済運転、気象条件などの運行条件を配慮した上で、適切なルートを一あらかじめ検討し、決めておくことが必要であることを運転者に説明し、意識の定着化を促しましょう。
- 適切な運行経路の選択にあたっては、到着時間等を配慮した効率性も必要ですが、夜間の住宅地走行、通学路や人ごみの多い場所の走行などはなるべく避けた、安全性に富んだルート選択が重要であることを運転者に伝えましょう。

(2) 運行経路情報（道路・交通）の事前把握



ポイント

運行経路情報とは、道路事情、交通状況、気象状況などを把握しておくことなどを指し、運転者は運行前にこれらの情報を把握する必要があります。同様に運転者は、ヒヤリハットなどに遭遇した危険地点についても事前に把握しておく必要があります。

【解 説】

- 運転者は、ルート選択とともに、そのルートの道路事情、交通状況、気象状況など、事前に把握できる情報は、運行前に確認する必要があります。
- 特に、積雪などの気象状況については、事前に気象予報などを確認しておくことが重要です。
- また、事故が発生しやすい交差点、ヒヤリハットの多い場所などについても、事前に確認し、その場所を走行する際には、十分に注意しながら走行する必要があることを、指導者は運転者にきちんと指導しましょう。



デジタルタコグラフ等の運行経路情報の活用

- デジタルタコグラフ機能とあわせて、GPS 通信機能を装備することにより、運行経路、輸送状況（到着時間等）などのリアルタイムな動態管理を行えます。
- このようなサービスでは、各運行の経路、輸送状況がわかるため、運行の経緯の検証ができ、これをもとに、次の運行では、適切な運行経路を選択できます。
- 運転者がヒヤリハットに遭遇した場所をシステムに登録し、車両に配信すれば、その地点に近づくと警報で注意を促すことができます。ヒヤリハット情報の社内での共有化に有効です。
- また、ヒヤリハット地点での警報などのサービスもあり、危険を回避するための情報となります。
- 【事例】

福岡県のF社では、運行軌跡の情報から運行ごとにルートの無駄を検証することで、常に最適なルートを選択しています。その他新人運転者に運行経路の教育などにも有効的に活用しています。また、リアルタイムで車両の位置情報が取得できるサービスにより、常に車両の状況が把握でき、遅延に対する顧客へのストレス軽減に加え、運転者もゆとりをもって運転することができ、結果、事故の低減へとつながっています。



※Auto連携モード(オプション)表示例

車両番号	出発時刻	目的地	走行状況	到着時刻
2001/01/01 0001	08:00	福岡市	走行中	09:00
2001/01/01 0002	08:05	福岡市	走行中	09:05
2001/01/01 0003	08:10	福岡市	走行中	09:10
2001/01/01 0004	08:15	福岡市	走行中	09:15
2001/01/01 0005	08:20	福岡市	走行中	09:20
2001/01/01 0006	08:25	福岡市	走行中	09:25
2001/01/01 0007	08:30	福岡市	走行中	09:30
2001/01/01 0008	08:35	福岡市	走行中	09:35
2001/01/01 0009	08:40	福岡市	走行中	09:40
2001/01/01 0010	08:45	福岡市	走行中	09:45

輸送状況お知らせサービス

延着など車両の運行状態をリアルタイムで確認できます。

輸送状況レポート

複数の車両の輸送進捗状況をレポートで一覧できます。

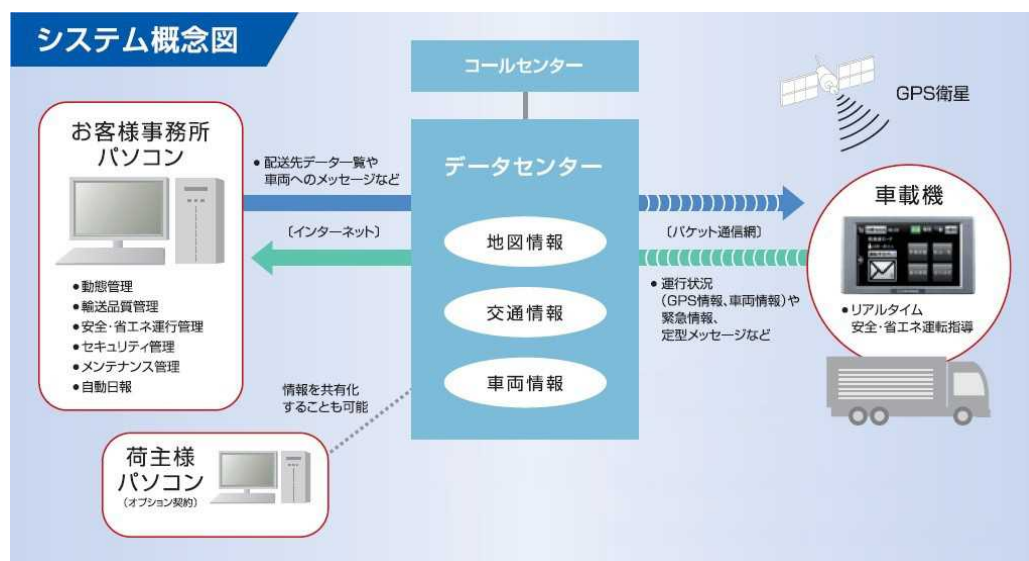


資料提供：いすゞ自動車(株)



デジタルタコグラフ等によるリアルタイムの車両動態管理

- デジタルタコグラフ機能とあわせた GPS の装備、パケット通信等により、リアルタイムの車両動態管理が可能です。また、事務所と各車両間でのメッセージ通信サービスもあります。
- 事務所側では、車両の現在位置に加えて、交通情報や気象情報を確認することができ、適正な運行経路選択の情報として活用できます。また、事故渋滞情報などを各車両に一斉配信することも可能です。
- 各車両の車載器からは、リアルタイムで運行状況が送信されるほか、定型メッセージ（停車時）などで事務所へ業務連絡をおこなうことができます。
- リアルタイムの運行情報が取得できることで、安全・エコドライブなどの運転指導ができるほか、配車の効率化や顧客からの問合せ対応の迅速化も図れます。



事務所パソコン画面 表示例



車載器(7インチタッチパネル) 表示例

資料提供：日野自動車株



このようなサービスはトラックメーカー、デジタルタコグラフ等の機器メーカー、通信事業者等から提供されています。導入を検討される場合は、各メーカーまで問い合わせしてみましょう。

(3) 情報を踏まえた安全運行のための留意点



ポイント

事前情報に基づき、安全な運行のための準備を行います。事故が発生しやすい地点などは避けた運行経路とし、計画に基づく運行を行うことで、安全性が確保され、ひいては、効率的・経済的な運行となることを指導しましょう。

【解 説】

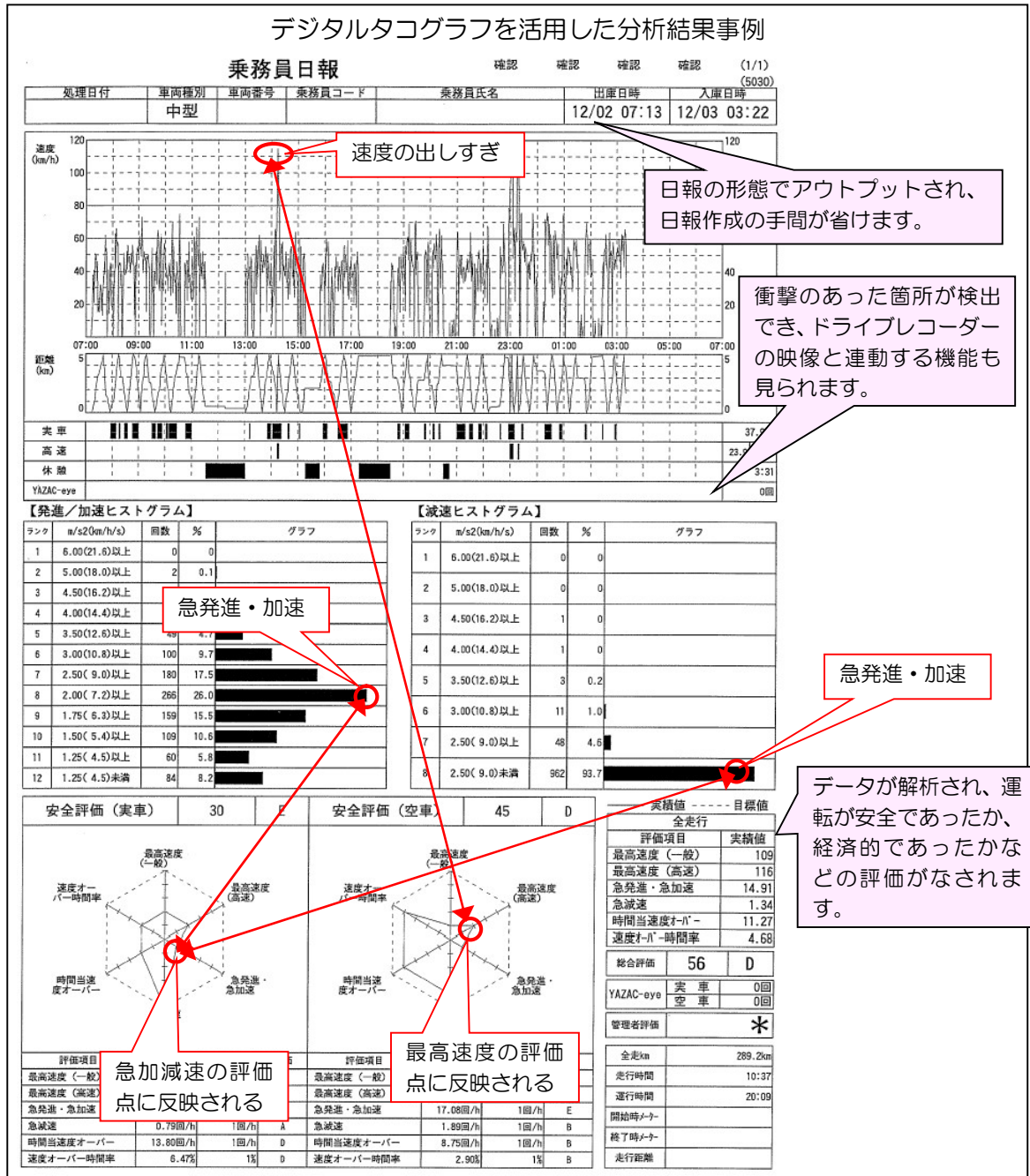
運行経路の事前情報を、運行前に十分に把握し、この事前情報を活かしていくためには、運転者は以下のような配慮を配ることが必要です。

- 気象情報から、事前に準備すべき装備などについて検討し、積雪などの情報がある場合には、冬タイヤの装着や滑り止めの準備などをします。
- ヒヤリハットや事故の多発する地点などは避けた運行ルートとすることが必要ですが、こうした地点は事前に位置を確認し、走行時においては、十分な注意と慎重な運転が必要です。
- 効率的、経済的な運行をするためにも、あらかじめ計画したルート、休憩地、休憩時間などを守ることで、安全も確保されることとなります。
- 車両の構造や危険物など積載物が特殊である場合の運行については、通行経路・通行時間等の必要な条件を附して、道路管理者に許可を申請しなければなりません。その際には、交通の安全を確保できる経路を選択することが必要です。



デジタルタコグラフのデータを用いた運転状況の把握

- 運行記録データが一括作成されるため、運行管理業務の効率化が図れるほか、点呼時にこれを用いて指導に活用でき、運転者の癖などを具体的に指摘できるようなデータが取得できます。



【事例】

広島県のN社では、デジタルタコグラフをほぼ全車に導入している。スピードや平均速度、急ブレーキ、急発進、アイドリング時間などのデータが細かくチェックでき、速度超過などの危険行為が減少するなど、安全面と経済面の両面で効果があがっています。データからは運転者の集中力なども読み取れることから、運転者の意識が高まり、効果的な管理が可能となりました。



デジタルタコグラフなどの概要や活用方法については、以下をご参照ください。

■ 国土交通省自動車局 HP (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3driverrec/index.html>)

2. 許可運送における経路選択

指導のねらい

トラック輸送においては、運送するにあたり許可が必要となる特殊な積載物も存在します。運転者はそのための必要条件などを把握し、運行にあたっては、慎重な運行を心掛ける姿勢が大事であることを自覚する必要があります。

(1) 許可運送について



ポイント

積載物が制限を超える場合には、「道路運送車両の保安基準」「道路法」「道路交通法」に基づき、許可申請などを行う必要があることを解説しましょう。

【解 説】

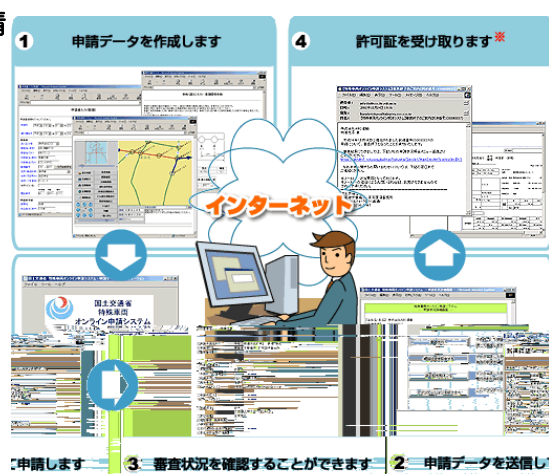
特殊な積載物が道路法などの規定法令の制限を超えている場合、運転者は運送許可を得なくてはなりません。

- 「道路運送車両の保安基準」（省令）では、トラックの構造若しくはその使用の態様が特殊であることにより、保安上・公害防止上支障がないと認定を受けた車両については、地方運輸局長の認定を受けた輸送ができます。
- 「道路法」（法律）では、トラックの構造若しくは車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認めるときは、規定の制限に係わらず、通行経路・通行時間等について道路の構造を保全し、交通の危険を防止するための必要な条件を附して、道路法で定める最高限度を超える車両の通行を許可することができます。
- 「道路交通法」（法律）では、貨物が分割できず、積載重量等の制限を超えることとなる場合、出発地の警察署長が交通の状況により支障がないと認めて許可した場合には、積載重量の制限を超える積載をして車両を運転することができます。



特殊車両通行許可のオンライン申請

特殊車両の通行許可申請の受付、許可をインターネットを利用してできるサービスがあります。電子許可証の交付は、沖縄総合事務局を除く国の特車申請窓口（地方整備局、開発局）で実施しています。



特殊車両通行許可制度については、以下をご参照ください。

■国土交通省関東地方整備局 HP (<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>)

(2) 許可運送を安全に運行するための留意点



ポイント

許可運送は、規定法令の制限を超えた積載物を運送するため、特殊な運行となります。許可証の携行、指定条件の遵守、道路状況の事前確認などが必要であることを周知徹底しましょう。

【解 説】

許可運送では、規定法令の制限を超えた積載物を運送することとなるため、運行にあたって運転者には細心の注意が求められることを説明し、運転者の自覚を促しましょう。

- 特殊車両通行許可証など、許可時に地方整備局長、警察署長等から発行された許可証を必ず携行します。
- 指定されている通行時間、通行期間、通行経路を遵守し、誘導車等の配置が義務付けられている場合には、必ず誘導車を手配します。
- 運行前には、必ず、通行経路の事前情報を入手し、許可された経路の道路状況を確認します。（道路管理者又は(公財)日本道路交通情報センターへの情報確認）
- 万が一、事故を引き起こした場合には、ただちに応急措置をとり、道路管理者に報告します。



指定道路



- 重さ指定道路：高速自動車国道または道路管理者が指定した道路であり、総重量の一般的制限値について車両の長さ、最遠軸距に応じて、最大 25 トンとする道路のことです。

総重量	最遠軸距、車両の長さ
20 トン	最遠軸距が 5.5m 未満
22 トン	最遠軸距が 5.5m 以上、7m 未満で、貨物が積載されていない状態で長さが 9m 以上の場合（長さが 9m 未満の場合は 20 トン）
25 トン	最遠軸距が 7m 以上で、貨物が積載されていない状態で長さが 11m 以上の場合（長さが 9m 未満の場合は 20 トン、9～11m の場合は 22 トン）

- 高さ指定道路：道路管理者が指定した道路で、車両の高さの一般的制限値を 4.1m とする道路のことです。



新規格車



新規格車とは、高速自動車国道及び重さ指定道路を通行できる車両です。その他の道路を通行する場合は、特殊車両としての許可申請が必要です。最遠軸距、車両の長さにより、総重量が規定されています。また、新規格車は、車両の前面に 20 トン超のワッペンを貼る必要があります。

	単車	特例の適用されないトレーラ連結車	特例の適用されるトレーラ連結車（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、自動車運搬用）	
車両の長さ	9m 以上 11m 未満	11m 以上 12m 以下	12m 以下	12m 以下
最遠軸距	5.5m 以上 7m 未満	7m 以上	8m 以上 9m 未満	9m 以上 10m 未満
総重量	22 トン	25 トン	24 トン超 25 トン以下	25.5 トン超 26 トン以下

ここまでのおさらい チェックシートⅦ



日常チェックポイント

- ✓ 運行前に、事前に把握すべき情報としては何があげられますか？
 - 運行経路、その経路の道路事情、交通状況、気象状況、ヒヤリハットや事故の多発する地点の情報など
- ✓ 許可運送を行う場合、運行にあたって遵守すべきこととしては何が挙げられますか？
 - ☐ 特殊車両通行許可証などの許可証の携行
 - ☐ 指定されている通行時間、通行期間、通行経路の遵守
 - ☐ 誘導車の配置が義務付けられている場合の誘導車の配置
 - ☐ 通行経路の道路情報の事前入手と確認
 - ☐ 事故時における道路管理者への報告



安全教育でのチェックポイント

- ✓ 運行前の情報に基づき、安全運行を行うためにはどんな配慮が必要ですか？
 - ☐ 積雪などの気象情報を確認した場合などには、冬タイヤの装着や滑り止めなどの準備をする
 - ☐ 事故多発地点などの位置を確認し、走行時には十分な注意と慎重な運転を行う
 - ☐ あらかじめ計画されたルート、休憩地、休憩時間などを守り、安全運行に努める